

【令和 8 年 安全重点施策】

＜運航事業を継続するにあたり、特に次の実行に重点を置く＞

1 運航の可否の判断

- ・船長は、運航前に発港する港及び航行上の海域の運航中止基準に関わる情報（風速・波高・視程等）を調査記録するとともに、運航管理者（補助者）と情報を共有のうえ運航を協議判断する。

2 情報の共有

- ・船長はもとより船員並びに陸上従業員は、互いに円滑なコミュニケーションを取り合うことが安全な運航を提供する上で不可欠であるということを常に念頭に置き、強固なチームワークにより互いに情報を共有する。

3 負傷者等発生 of 未然防止

- ・運航管理者（補助者）及び陸上従業員は、陸上において、法令、規程等に定めるお客様に遵守いただく事項及び注意いただく事項の周知徹底を図る。
- ・船長は、船内において法令、規程等に定めるお客様に遵守いただく事項及び注意いただく事項の周知徹底を図る。

4 リスク管理と防災に向けた取り組みの強化

- ・事故、ヒヤリ・ハットなどの情報を集め、事故防止のための対策につなげるよう活用する。
- ・万一の事態に備えた訓練を年1回以上実施する。

5 マンネリ化の防止

- ・「慣れと油断が事故を招く」ことを強く自覚し、本安全重点施策については、毎年見直しを実施する。